

土地改良系工事における豊橋市週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（主に土地改良系工事）における週休2日制を推進し、建設業における労働環境の改善に向けた意識向上を図ることを目的として、市が施行する週休2日工事について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 完全週休2日

完全週休2日とは、(4) 対象期間内において土曜日及び日曜日を基本の休工対象日とすることをいう。ただし、地元条件等により土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。

(2) 週単位の週休2日

週単位の週休2日とは、(4) 対象期間内の全ての週において、1週間に2日間以上の休工を行うことをいう。ただし、施工開始日等を含む週で、1週間の日数が7日間に満たない週においては、当該週の対象期間内の土日の日数以上に休工している場合、その週は週休2日を達成しているものとみなす。

(3) 月単位の週休2日

月単位の週休2日とは、(4) 対象期間内の全ての月において休工率が28.5%（4週8休）以上であることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に休工している場合に、28.5%（4週8休）以上を達成しているものとみなす。

(4) 対象期間

現場施工に着手した日（準備期間は含まない。）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない。）までをいう。ただし、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作（工場修繕）のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災に対する突発的な対応期間、その他受注者の責めに帰さない理由により休工又は現場作業をする期間は除く。

(5) 休工（現場閉所）

巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(対象工事)

第3条 工事の対象は、土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分(別紙1)及び公共建築工事積算基準を適用する建築工事を対象とする。ただし次の各号に掲げる工事については対象外とする。

- (1) 緊急を要する工事
- (2) 工程が現場条件に大きく制限される工事
- (3) 実工期の内、現地での作業が5日以内で終了する工事

(実施方法)

第4条 発注者は、入札公告及び特記仕様書に「土地改良系工事における豊橋市週休2日工事実施要領」に基づく工事である旨を明示するものとする。

- 2 受注者は、施工計画書に休日取得計画書を添付し監督員に提出するものとする。
- 3 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により休日の取得状況を記入した実施状況(休工日及び非対象期間を明示)をカレンダー形式にて監督員に提出するものとする。この場合において、受注者は、工事記録等の休日の取得状況が確認できる書類を監督員に提示しなければならない。
- 4 週休2日の確保を理由とする工期の変更は認めない。

(工事成績評定)

第5条 発注者は、対象期間内の実施状況を確認し、対象期間内の休工率が28.5%(4週8休)未満となった場合には、工事成績評定の「7 法令遵守 8. その他」において1点減点評価するものとする。

(工事費の積算)

第6条 発注者は、当初設計時に次項により補正係数を乗じ積算を行う。対象期間内の工事の実施状況を確認し、対象期間内の休工率が28.5%(4週8休)に満たない場合には、補正分を減額し変更契約を行うものとする。

2 (1) 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分(別紙1)を適用する工事はそれぞれの経費に実施方法に応じた別表1-1の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の補正については、別表2-1、別表2-2の補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

(2) 建築工事

複合単価の労務単価は、労務単価に別表1-2の補正係数を乗じて補正する。また、市場単価方式については、別表3-1、別表3-2、別表3-3の補正率を用いた以下の式により補正する。

なお、完全週休2日となる場合は、完全週休2日の補正係数を乗じて補正するものとする。

【新営工事】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修（基準価格の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

また、物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、別表 3-1～3-3 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行日前の公告等により契約を締結した工事については、なお従前の例による。

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行日前の公告等により契約を締結した工事については、なお従前の例による。

別表 1 - 1

(別紙 1) を適用する工事

	週単位の週休 2 日	月単位の週休 2 日
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

別表 1 - 2

建築工事

	完全週休 2 日	月単位の週休 2 日
労務費	1.02	1.02
現場管理費	1.01	1.00

別表 2-1

市場単価方式による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数

名 称	区分	週単位の週休 2 日	月単位の週休 2 日
鉄筋工 (太径鉄筋を含む)		1.02	1.02
鉄筋工 (ガス圧接)		1.01	1.01
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防護網)		1.01	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
グルーピング工		1.00	1.00

別表 2-2

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に伴う経費の補正係数

名 称	区分	週単位の週休 2 日	月単位の週休 2 日
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01

別表 3 - 1

建築工事における週休 2 日の取得に伴う経費の補正率

工種	摘要※	完全週休 2 日及び月単位の週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.01	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」は市場単価及び補正市場単価、「物価資料」は物価資料の掲載単

価の補正率を示す。なお、記載がない項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格で共通の補正率を示す。

別表 3 - 2

電気設備工事における週休 2 日の取得に伴う経費の補正率

工種	摘 要	完全週休 2 日及び月単位の週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボクシング	1.01	1.18
	フルボックス	1.01	1.13
	フルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

別表 3 - 3

機械設備工事における週休 2 日の取得に伴う経費の補正率

工種	摘 要	完全週休 2 日及び月単位の週休 2 日	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22

別紙1

土地改良事業等請負工事積算基準

工 種 区 分	工 種 内 容
ほ場整備工事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農用地造成工事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水路トンネル工事	新設・改修（支保工、矢板を再建込する作業）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排水路工事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事
河川工事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類するものを行う工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については、「海岸工事」を適用する。
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工事（作業員が内部で作業する推進工事）及びこれに類する工事は除く。
管更生工事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の更生工法工事
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）

工種区分	工 種 内 容
海岸工事	<p>海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事</p> <p>河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事</p>
コンクリート補修工事	<p>コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面補修工法、目地補修工法及びこれらに類する工事</p> <p>ただし、管水路内工事、ダム、橋梁（上部・下部）等の補修を除く。</p>
ため池工事	<p>ため池を主体とする工事であって、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事</p> <p>ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。</p>
その他土木工事（１）	<p>コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）樋門（管）頭首工、用排水機場（下部・基礎）水路橋（上部・下部）貯水槽及びこれらに類する工事</p> <p>ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。</p>
その他土木工事（２）	<p>他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ポーリング・グラウト</p>
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）
施設機械設備等工事	土地改良工事積算基準（施設機械）を適用する施設機械設備製作据付工事、鋼橋製作架設工事、電気通信設備製作据付工事